

税務あれこれ⑦

税金の負担と経費化について

Q. 商売をしていると、毎月は言い過ぎかも知れませんが、いつも税金を支払っている様な気がします。そうかといって、会社の経費になっているかというのと払った分には遠く及ばない金額になっています。このような構造を少し教えて頂けませんか？

A.

全ての事業法人を対象にお答えするのは難しいので、通常の法人で考えてみます。

1. 支払う税金の種類

- ①法人税
- ②事業税
- ③法人府民税
- ④法人市民税
- ⑤消費税
- ⑥償却資産税

この他に、法人で不動産を所有している場合の固定資産税、一定のスペース以上の広さを持つ法人に掛かる事業所税、自動車税などがあります。

2. 経費になる税金の見分け方

税金の収入先がどこなのかによって、ある程度見極める事が出来ます。

上記の場合、①・⑤は国（財務省）、それ以外は地方公共団体（市役所や区役所）になっています。

・国の場合

消費税は、得意先より預ったものから仕入先等に支払ったものを差し引いて支払うので、預っていた税金を支払うということになりますが、法人税は出た利益に対して掛かる税金なので、売上ではなく利益の中から払うという考えから経費にはならないのです。所得税や相続税も同様。

・地方公共団体の場合

地方公共団体が掛ける税金は、国とは関係がないので、払った時に経費にする事が出来ます。但し、上記③・④については、法人税に付随するもののため経費にはならないのです。



税金の意味を理解して資金計画をしっかりとしましょう

税務レポート 2010.11.1号

税理士法人CFTパートナーズ

〒541-0051 大阪市中央区備後町 3-4-8 フクエイビル 6階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346

E-mail : mail@cft-partners.jp <http://www.cft-partners.jp>